

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 10 月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1700105 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1700017 号

第 1 結論

昭和 60 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 7 月から昭和 61 年 3 月まで

両親が国民年金に加入していたので、私も会社を退職した後、当然のように国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。請求期間だけ保険料を払わなかったとは考えられないので、調査の上、保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 1 か所であり、かつ、9 か月間と短期間である上、オンライン記録によると、請求者は、昭和 56 年 4 月から昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの国民年金加入期間について、請求期間を除き国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

また、A 県 B 市 (現在は、C 市) の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の同年 4 月 3 日に国民年金の加入手続を行っており、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、請求期間当時において、請求者の住所に変更はなく、請求者の夫は昭和 50 年 4 月から平成 29 年 3 月までの長期間にわたり共済組合に加入しており、請求者の陳述からも請求期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。